

# 高知くらしの護身術

142

## 消費者庁誕生

### 問題の情報を一元化

(2009年9月1日掲載原稿)

9月1日(本日)、「消費者庁」が誕生しました。消費者庁は、消費者の視点に立った行政機関として、消費者の安全安心に係わる問題を幅広く所管し、消費者行政全般についての司令塔として位置付けられるものです。また、消費者行政を監視する機関として「消費者委員会」も同時に設置されました。

では、消費者庁ができたことで私たち消費者の生活にどのような利益があるのでしょうか。

まず、消費者庁の設置により、消費者問題に関する情報が一元的に集約され、速やかに分析・公表されるようになり、被害の拡散を防ぐ仕組みが整うこととなります。

また、私たち消費者が電話でいつでも相談できるよう、全国の消費生活センターの電話番号をネットワーク化し、1つの電話番号で相談に応じることができる体制を整えつつあります。

そして、消費者庁は、各省庁の縦割りを超えて、あるいはどの省庁も担当しない分野で、消費者の被害を防ぐための法律等を企画立案することとなります。

このように消費者庁の設置により、私たち消費者の安全・安心の確保が期待されているわけですが、その一方で、「消費者が主役」であるためには、消費者自らが常日頃から消費生活に関して必要な知識を修得し、情報を収集するよう心がけることが大切です。

また、被害に遭ったり、遭いそうになった経験があれば、ぜひその経験を周りの人に伝えて欲しいと思います。

そして、消費生活でトラブルが生じたときや疑問があるときには、一人で悩まず先ず相談していただきたいと思います。

高知県立消費生活センターでは、消費者庁の設置に伴い、9月から日曜相談(毎週日曜日9:00~16:45)を開設します。電話番号は088-824-0999です。お気軽にご相談ください。